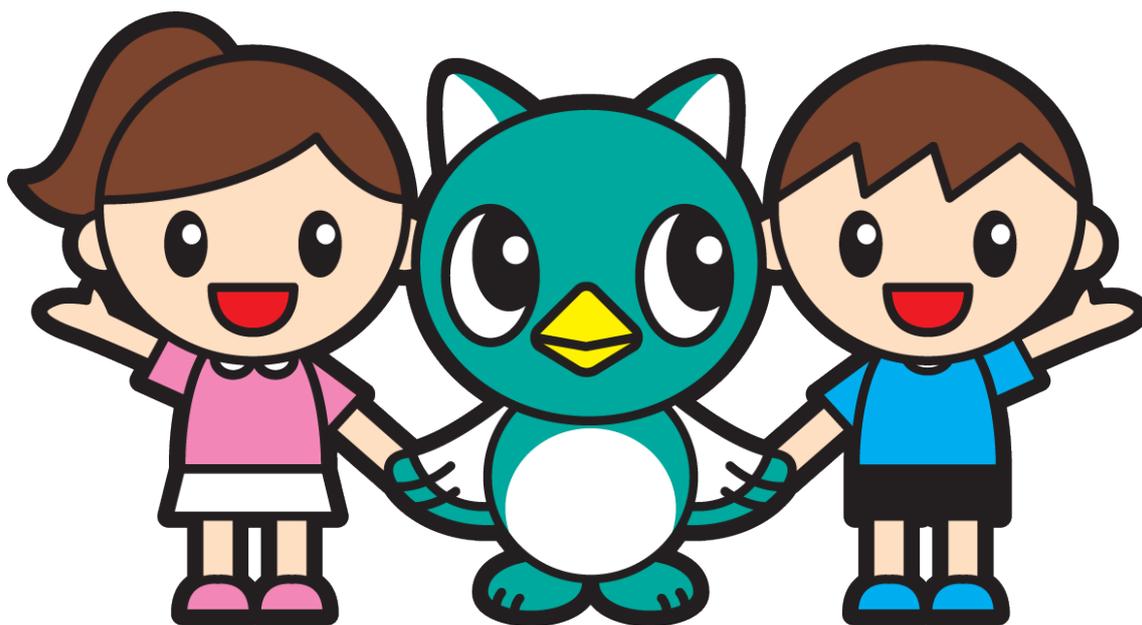


八千代市  
コミュニティ・スクール  
(学校運営協議会制度)  
ガイドライン

令和7年4月版



八千代市教育委員会

## 目次

1 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について .....	1
(1)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)導入の趣旨 .....	1
(2)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは.....	1
(3)学校運営協議会の主な3つの役割.....	4
2 学校運営協議会の委員について .....	7
(1) 学校運営協議会委員の選出.....	7
(2)任期.....	9
(3)任命.....	9
(4)会長及び副会長の選出.....	10
(5)身分と報酬 .....	10
(6)委員の辞任 .....	11
3 学校運営協議会の運営について .....	12
(1)年間計画について .....	12
(2) 学校運営協議会運営についての年間スケジュールについて .....	13
(3)会議の開催.....	14
(4)会議の流れ.....	14
(5)情報提供について.....	15
(6)学校運営への意見の申出について .....	15
(7)教職員の任用への意見書の申出について .....	17
4 FAQ 目次.....	18
5 各種申請様式等及び文書記載例 .....	23
6 八千代市学校運営協議会規則 .....	39
7 八千代市立学校における学校運営協議会の公開及び傍聴に関する基準 ....	44

# 1 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について

## (1)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)導入の趣旨

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と家庭・地域を取り巻く課題は複雑化、多様化しています。これからの学校は、変化の激しい社会の動向に目を向け、教育課程を工夫し、子どもたちの将来を見据えた教育活動を展開する必要があります。学習指導要領には「社会に開かれた教育課程」の実現が明記されており、家庭や地域住民と情報や課題を共有するとともに、「地域でどのような子どもを育てるのか」「何を実現していくのか」という目標やビジョンを明確にして「地域とともにある学校づくり」が期待されています。

八千代市の学校教育の重点である「子どもたちのよさや可能性を引き出し伸ばす教育」「教育を核とした持続可能な地域社会の構築」の実現をめざすには、学校と家庭・地域が方向性を合わせ一体となって子どもたちの成長にかかわっていきける機会を大切にし、子どもたちの主体性・多様性・協調性を身につける機会をより多く設け、社会総がかりで子どもたちを育てる体制づくりに取り組むことが必要です。

八千代市においては、令和5年度より2校の小学校がコミュニティ・スクールを導入し、その後、令和6年度に3小学校、1中学校に導入されました。令和7年度は、小学校12校、中学校6校、義務教育学校1校が新たにスタートします。令和8年度には、八千代市全ての小中義務教育学校に導入する予定です。

これまでの学校評議員制度は、評議員一人一人が意見を個別に校長へ述べる仕組みでした。学校運営協議会制度では、学校運営について校長を含めた委員の合議制による協議を行うことで、保護者や住民の当事者意識を高め、学校と家庭・地域の一体性が高まります。そのため、コミュニティ・スクールでは、学校評議員は置きません。

## (2)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは、「学校運営協議会」を設置している学校(★地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)を指します。

学校運営の基本方針に意見を反映させることで、学校と地域住民等が力を合

わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。

学校と保護者や地域の方などと知恵を出し合い、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりや児童生徒の成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めていくことができます。

#### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

##### 第47条の5

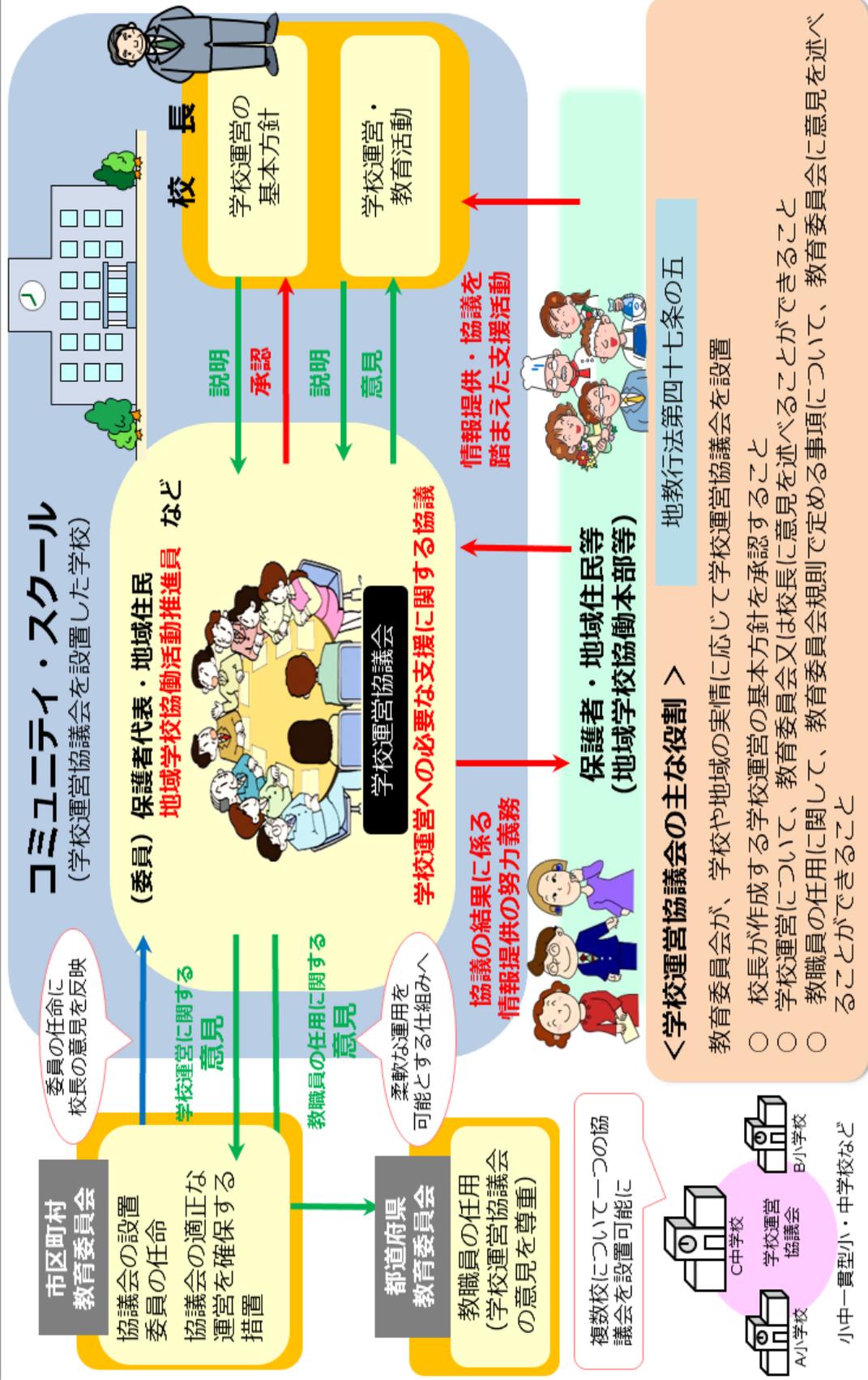
教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

### こんな学校、地域に・・・

- 教職員の人事異動があっても、学校と地域との組織的な連携・協働体制が持続します。
- 学校運営の基本方針の「承認」を通して、関係者が課題に対して当事者意識をもち連携・協働による取り組みができます。
- 児童生徒が抱える課題、地域でどのような児童生徒を育てていくのか等、目標・ビジョンを共有できます。

※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

# コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



※文部科学省ホームページより

### (3)学校運営協議会の主な3つの役割

#### ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認します。(必須)

学校と家庭や地域と育てたい子ども像やめざす学校像を共有し、計画(P)の段階から実践(D)、評価(C)、改善(A)まで保護者や地域住民等の参画を得た学校運営ができます。学期ごとや年度末には、これまで学校評議員が行っていた「学校関係者評価」を学校運営協議会の中で行い、次年度への改善につなげます。

#### 【八千代市学校運営協議会規則】

(協議会の承認を得なければならない事項)

第12条 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を受けなければならない。

2 前項の基本方針は、次に掲げる事項を定めたものをいう。

- (1)教育課程の編成に関する事項
- (2)経営計画に関する事項
- (3)組織編成に関する事項
- (4)予算の編成及び執行に関する事項
- (5)施設及び設備の管理並びにこれからの整備に関する事項
- (6)その他対象学校の基本的な方針として教育委員会が必要と認める事項

#### ②学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができます。(任意)

学校の教育活動に対して様々な視点や見方から意見を頂くことで、教育活動や地域連携に関する点検や支援、評価する取り組みにつながります。

#### 【八千代市学校運営協議会規則】

(意見聴取)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき、又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、該当する対象学校の校長の意見を聴くものとする。

**③教職員の任用について、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができます。(任意)**

実現しようとする教育目標、内容等になかった教職員の配置・任用について保護者や地域住民等の意向が任命権者に直接反映されることで、各学校の特色ある学校づくり及び教育活動の推進につながります。ただし、「特定の職員の任用に関する事項を除く」と定めているため、個人的な名前は出せません。

**【八千代市学校運営協議会規則】**

(対象学校の職員の任用に関する協議会の意見)

第14条 法第47条の5第7項の規定により教育委員会規則で定める事項は次に掲げる事項とする。

- (1)対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(校長、教頭その他の特定職員に関する事項を除く。次号において同じ。)
- (2)対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の採用その他の任用に関する事項

## 期待できる効果としては……

### ★子どもには…

「本物に触れる体験と学び」

- ・ 地域の方から学び、地域に出て活動することが増え、地域の良さに気づきふるさとを大切に作る心が育つ。
- ・ 地域の方々とのふれあいを通して、社会性やコミュニケーション能力が培われる。



### ★保護者には…

「地域の中での子育て」「本物に触れる体験と学び」

- ・ 保護者同士や地域の人々との人間関係を構築できる。
- ・ 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれる。
- ・ 地域の中で育てられているという安心感をもつ。



### ★教職員には…

「地域とともにある学校、働き方の充実」

- ・ 社会に開かれた教育課程の実現。(地域人材を活用した教育活動の充実)
- ・ 学校運営のバックアップにつながる。
- ・ 学校運営に継続性が生まれる。
- ・ 子どもと向き合う時間の確保。



### ★地域には…

「社会総がかりでの教育の充実」

- ・ 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながる。
- ・ 学校を核とした地域ネットワークの形成。
- ・ 地域活動の活性化。



## 2 学校運営協議会の委員について

### (1) 学校運営協議会委員の選出

15人以内（2以上の学校を1つの単位とする場合は30人以内）

#### 【八千代市学校運営協議会規則】

第6条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、2以上の学校を1つの単位とする協議会は、委員30人以内をもって組織する。

（委員）

第7条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 地方教育行政等の学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 対象学校の教職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、法第47条の5第3項の規定により対象学校の校長から意見の申出があったときは、当該校長から前項の任命に関する意見を聴取するものとする。

- 規則第7条各号全てを網羅する必要はありませんが、「目的」に関して建設的な議論ができることが必要なので校長先生と共に、協力しながら行動してくださる委員を選定することが重要です。また、人材を学校・地域で育成していくことも大切です。
- 政治的中立性の観点から現役の議員を委員として選出することは、規則第7条各号のいずれかに該当する場合であってもできません。

【委員構成例】

委員区分	所属・役職等
(1) 保護者	〇〇小学校 PTA 会長
(2) 地域住民	〇△自治会長
(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者	地域学校協働活動推進員
(4) 地方行政等の学識経験を有する者	元〇〇小学校 校長
(5) 対象学校の校長	〇〇小学校 校長
(6) 対象学校の教職員	〇〇小学校 教頭
(7) その他教育委員会が適当と認める者	学校評議員 放課後子ども教室等

- 複数の学校間で特定の委員が重複して務める場合、報酬の辞退は必要ありません。
- 委員の負担やより広く地域の方々に参画していただくために、重複する該当学校同士や委員候補者と十分に協議したうえで調整してください。
- 重複した場合は、学校間で日程等の調整をしてください。

## (2)任期

委員の任期は2年。再任も可能です。

### 【八千代市学校運営協議会規則】

#### 第7条

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

- 委員の任期は当該年度の4月1日から次年度の3月31日とします。

## (3)任命

- ①学校は、委員候補者に打診、概略説明をしてください。
- ②学校は、委員候補者に内諾を得た後「学校運営協議会委員候補一覧」（様式1）を作成し、2月末までに生涯学習振興課へ提出します。
- ③教育委員会は、対象学校の学校運営協議会委員候補について、定例教育委員会会議で審議し、委嘱状を作成します。
- ④学校は、第1回会議で、「任命書」「振込先口座記入用紙」（様式2）を学校運営協議会委員にお渡しください。

※「マイナンバーに関する書類」は、生涯学習振興課より委員本人にお渡しします。必要事項を記入して「親展」扱いにて生涯学習振興課へ提出願います。八千代市の他の審議会等において提出している旨の申し出があれば提出不要です。

※報酬を辞退される場合は、「任命書」と「学校運営協議会委員報酬辞退届」（様式4）をお渡しください。

※「振込先口座記入用紙」「学校運営協議会委員報酬辞退届」は第1回学校運営協議会終了後2週間以内に生涯学習振興課へ提出願います。

#### (4)会長及び副会長の選出

委員の中から会長及び副会長を互選します。

校長、教員等は会長及び副会長にはなれません。

##### 【八千代市学校運営協議会規則】

###### 第9条(会長及び副会長)

協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員(第7条第1項第5号及び第6号の者である委員を除く。)のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (5)身分と報酬

非常勤特別職の地方公務員となりますので報酬が発生します。任期中は  
もちろん、任期が解かれた後も守秘義務が課せられます。

報酬は、年額 4,500 円となります。

##### 【八千代市学校運営協議会規則】

###### 第7条(委員)

5 委員の身分は、非常勤特別職とし、委員の報酬は、八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和49年八千代市条例第1号)に定めるところによる。

###### 第8条

委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)委員たるに適しない非行を行うこと。

(2)委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3)その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

## (6)委員の辞任

委員の職を辞任する場合は、「学校運営協議会委員辞任願」(様式第5号)を教育委員会へ提出してください。但し、任期満了時は提出不要です。また教職員(校長・教諭等)は提出対象外です。

辞任者への委員報酬は、下記の計算方法により月割で支払われます。(4月～在任月まで)

### <月割支払いの計算方法>

年額4,500円÷12か月=375円

○月額375円×在任月数で算出した額を支払います。委員の辞任は月末付けとします。

### 3 学校運営協議会の運営について

#### (1)年間計画について

- ・学校運営協議会の開催は、年間4回以上の開催を推奨します。学期ごとや行事の後など、学校や地域等の実態に応じて時期を決めてください。
- ・年間計画（様式5）には①～⑥を入れてください。（必須）
- ・年間計画は、第1回学校運営協議会后、生涯学習振興課へ提出してください。

①会長及び副会長の選出

②学校運営の基本方針の承認（計画【P】—実践【D】—評価【C】—改善【A】）

③授業や行事の参観

④地域学校協働活動について（情報交換や報告、人材発掘、育成等）

⑤社会に開かれた教育課程について

⑥学校関係者評価について

#### 【会議内容例】

1 学 期	2 学 期	3 学 期
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 任命書交付</li><li>・ 会長及び副会長選出</li><li>・ 学校運営の基本方針の承認</li><li>・ 学校予算</li><li>・ 授業参観、教職員との懇談</li><li>・ 体験活動の企画</li><li>・ 行事開催</li><li>・ 特色ある学校づくり</li><li>・ 地域学校協働活動</li><li>・ 放課後子ども教室</li><li>・ ボランティア活動</li><li>・ 地域防災</li><li>・ 教職員の任用等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校評価計画</li><li>・ 学習状況調査</li><li>・ スポーツテスト</li><li>・ 行事開催</li><li>・ 学校給食（試食会）</li><li>・ 地域学校協働活動</li><li>・ 制服変更等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校評価結果分析</li><li>・ 今年度の成果と課題</li><li>・ 次年度の年間計画の作成</li><li>・ 運営協議会の振り返り</li></ul>

(2) 学校運営協議会運営についての年間スケジュールについて

協議会	学 校	教育委員会生涯学習振興課へ
<p>学校運営協議会委員候補一覧（様式1） 2月末までに提出</p>		
<p>第1回 委員の任命、辞令 交付、会長、副会長 の選出、校長の学 校運営の基本方針 の承認、協議、報告 等</p>	<p><u>学校運営協議会の開催に 際しては学校ホームペ ージにて7日前までに会議 開催のお知らせ（様式9） を掲示する。</u></p> <p><b>①開催通知の発出</b> （記載例2参照）</p> <p><b>②式次第の作成</b> （記載例3参照）</p> <p><b>③会議記録の作成保管</b> （様式8）</p> <p>協議会終了後、報酬につい ての説明</p> <p><u>傍聴者がいる場合</u></p> <p><b>④傍聴受付簿</b> （様式7）学校保存</p>	<p><b>【新規委員】（報酬支払対象者） 個人番号（マイナンバー）届出書</b> 様式は生涯学習振興課より本人へ お渡しします）</p> <p><b>委員報酬振込先口座記入用紙</b> （様式2）</p> <p><b>学校運営協議会委員報酬辞退届</b> （様式3）辞退者がいる場合</p> <p><b>学校運営協議会年間計画</b> （様式5）</p> <p><b>学校運営協議会会議記録（様式8）</b></p> <p><b>※上記は、協議会后2週間以内に提出</b></p>
<p>第2回～3回 学校の実態に応じ た協議・報告等</p>	<p><u>1回目に準じて①～④を 作成、発出</u></p>	<p><b>学校運営協議会会議記録（様式8）</b></p>
<p>第4回（最終回） 学校評価について 次年度に向けて 協議、報告等</p>	<p><u>1回目に準じて①～④を 作成、発出</u></p>	<p><b>学校運営協議会会議記録（様式8）</b></p>

★年度途中で委員から辞任の申し出があった場合には、学校から生涯学習振興課に一報を入れてください。その後、「学校運営協議会委員辞任願」（様式4）を提出願います。

### (3)会議の開催

会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することはできません。

会議の議事は、出席委員の過半数で決めます。可否同数の時は会長の決とします。

#### 【八千代市学校運営協議会規則】

##### 第10条(会議)

協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※会議は、来校による出席を基本とします。しかし、会長の許可を得て、映像及び音声の送受信等により自由かつ率直に意見交換し合うことができる環境であれば、オンライン出席も可とします。なお、オンライン出席に要する経費については、委員の負担とします。

### (4)会議の流れ

学校運営協議会の会議の進行は、会長が行います。

#### ●会長との事前打ち合わせ

当日の進行が円滑に進むよう、会議の議長となる会長と事前に会議次第や議事内容の打ち合わせを行ってください。

#### 【会議進行例】

- 1 会長挨拶
- 2 校長挨拶
- 3 自己紹介（初回のみ 記載例4の名簿を作成、配布）
- 4 報告（連絡）事項（学校運営状況、学校行事、児童生徒の様子など）
- 5 議題（協議事項）
- 6 情報交換、取り組み状況報告等

## ●傍聴について

傍聴を希望する場合、会議の前日（前日が休業日の場合はその前の課業日）までに学校に申し出る必要があります。

- ①傍聴者においても、会議内容の秘密を漏らしてはいけません。
  - ②当該対象校の採用その他の任用に関する事項について審議する場合、協議会が公開すべきではないと認めた場合は傍聴できません。
  - ③傍聴人は、会議の進行を妨げる行為はできません。
- ※傍聴受付簿（様式7）を作成してください。（学校保管）

## (5)情報提供について

学校運営協議会を地域住民・保護者等に広くお知らせしていくため、学校ホームページ内に“コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）”のページの開設をお願いします。レイアウト等の指定はありません。なお、教育委員会のホームページからもリンクさせていただきますのでご了承下さい。

また、地域の方への周知方法として、ホームページ以外に学校だより等に記載することで、自治会の回覧板や掲示版等を利用して広めて頂くこともできます。そのために会議記録（様式8）の作成をお願いします。

### 【八千代市学校運営協議会規則】

#### 第15条(情報提供)

協議会は、対象学校に係る地域住民、保護者等に対し、自らの活動状況に関する情報の提供に努めなければならない。

## (6)学校運営への意見の申出について

学校運営協議会は、学校運営の基本方針の承認に留まらず、対象学校の運営に関する事項等について、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができます。

## 【意見の内容】

運営協議会からの意見の内容として、校長に対しては、教育課程やその実施状況等の具体的な教育活動についてなどが考えられます。

教育委員会に対しては、学校の裁量拡大等の市行政の全般にかかわる制度や仕組みについてなどが考えられます。

- 【例】・挨拶の指導に力を入れて欲しい。(校長)  
・読書活動に力を入れて欲しい。(校長)  
・樹木の伐採をお願いしたい。(教育委員会)  
・適正規模の学校にしてほしい。(教育委員会)

## 【校長への申出についての対応及び反映】

学校行事や授業改善、生徒指導等に対して意見が出されることで、教職員の学校運営への改善が高まるとともに、改善に向けて地域住民等が学校を支援、連携、協働する取り組みにつながっていきます。風通しのよい学校運営、家庭・学校・地域の信頼関係にもつながります。

## 【教育委員会への申出について】

学校運営協議会での協議において、学校単位では解決が難しいと判断される事案が生じた場合は、教育委員会へ当該学校運営協議会として、書面（様式6）にて意見の申出を行います。その際は、あくまでも合議体として行うことに留意してください。なお、提出された意見については関係各課において対応を協議します。

- 教育委員会生涯学習振興課へ学校運営協議会終了後すみやかに提出してください。

生涯学習振興課 → 関係各課へ

## (7)教職員の任用への意見書の申出について

人事に関する内容は、任意事項ですので、必ず協議しなければならないものではありません。学校運営の基本方針のもと、目標やビジョンに沿って、当該校を活性化させていくために、教職員の任用について教育委員会に意見を述べるものです。

学校の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点での意見を述べることができます。特定の教職員の採用・任用に関すること、分限や懲戒に関することではありません。

### 【申出可：例】

- ・地域連携の核となる「社会教育主事任用資格者」の任用。
- ・若手教職員の人材育成のために、「学年主任ができるリーダー性をもった教員」の任用。
- ・ICT 機器活用促進のため、「ICT 機器の高い技術をもった教員」の任用。

### 【申出不可：例】

- ・現校長を異動させないでほしい。
- ・●●小学校の〇〇先生を着任させてほしい。

●教育委員会に書面にて意見の申出を行います。

「教育委員会への意見申出書」（様式6）を8月末までに生涯学習振興課へ提出。

→ 学務課へ

## 4 FAQ 目次

### (1) 学校運営協議会概要

- ①コミュニティ・スクールとは。
- ②「学校運営協議会」とは。
- ③「学校運営協議会」の役割とは。
- ④「学校評議員」と「学校運営協議会委員」との役割の違いは。
- ⑤「学校運営協議会」を設置すると「学校評議員」はどうなるのか。

### (2) 学校運営協議会委員について

- ①学校運営協議会の委員は15人揃わないといけないのか。
- ②委員の任期は。
- ③学校運営協議会の委員は、規則第7条第1項に示されている委員を網羅しなければならないのか。
- ④学校運営協議会委員は誰が選ぶのか。学校が行う手続きはあるのか。
- ⑤委員の任命は誰がするのか。
- ⑥委員の身分は。
- ⑦委員は他校と兼務できるのか。
- ⑧委員は辞任することができるのか。
- ⑨会長と副会長は誰が務めるのか。
- ⑩委員への報酬は発生するのか。
- ⑪委員報酬の支払いはどのようにされるのか。
- ⑫委員報酬の辞退の申し出があった場合、辞退することは可能か。
- ⑬公務員は報酬を受け取ることは可能か。

### (3) 学校運営協議会の運営について

- ①協議会の招集は誰がするのか。
- ②協議会の開催回数に決まりはあるのか。
- ③開催場所に決まりはあるのか。
- ④会議ではどのようなことを議題にすればよいのか。
- ⑤会議の内容は公表するのか。
- ⑥会議は傍聴できるのか。
- ⑦学校運営の基本方針の承認が得られない場合はどうすればよいのか。
- ⑧どのように教育委員会に意見を述べるのか。
- ⑨教職員の任用については、人事に関する内容なので、できれば協議したくない。協議はしなければならないのか。
- ⑩教職員の任用に関する意見の申出が、人事を混乱させることにならないか。

## (1) 学校運営協議会概要

### ①コミュニティ・スクールとは。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。

「学校運営協議会」を設置している学校のことを「コミュニティ・スクール」と呼称します。

### ②学校運営協議会とは。

保護者や地域の方が一定の権限をもって学校運営に参画する仕組みのことです。

※参画・・・政策や事業などの計画に加わること。

### ③「学校運営協議会の役割」とは。

①校長が作成する運営の基本方針（計画―実践―評価―改善）を承認すること。（必須）

②学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができる。（任意）

③教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について意見を述べるができる。（任意）※特定の個人に関する事項を除く。

### ④「学校評議員」と「学校運営協議会委員」の役割の違いは。

学校評議員は、「校長の求めに応じて意見を述べる個人」であるのに対し、学校運営協議会委員は「学校運営について協議をする機関（合議体）」です。

※合議体・・・複数の構成員の意見を合議によってその意思を決定する組織体のこと。

### ⑤「学校運営協議会」を設置した場合、「学校評議員制度」はどうなるのか。

それぞれ別の制度になりますが、学校運営協議会は学校評議員制度をさらに発展させたものになります。そのため、学校運営協議会を設置した学校は、学校評議員を置きません。これまで学校評議員会で行われていた「学校関係者評価」を学校運営協議会の中で行うことになります。評議員が必要に応じて学校運営協議会の委員になることも可能です。

## (2) 学校運営協議会委員について

### ①学校運営協議会の委員は15人揃わないといけないのか。

いいえ。15人以内で構成されていれば問題ありません。

### ②委員の任期は。

任期は2年です。再任されることができます。

### ③学校運営協議会の委員は規則第7条第1項に示されている委員を網羅しなければならないのか。

いいえ。学校の実態に応じて委員の選定をしてください。ただし、運営委委員の中に地域学校協働本部の推進員を兼ねる委員がいると連携をスムーズにとることができます。

**④学校運営協議会委員は誰が選ぶのか。学校が行う手続きはあるのか。**

校長を中心に候補を選出します。学校は委員候補に内諾を得た後「学校運営協議会委員候補者一覧」（様式1）を作成し、教育委員会に当該年度の2月末日までに提出します。

委員の任期は2年になります。2年後の任期満了に伴い再度提出します。

**⑤委員の任命は誰がするのか。**

教育委員会が任命するため、定例教育委員会会議に諮り、承認が得られた後、教育委員会が任命します。

**⑥委員の身分は。**

「非常勤特別職の地方公務員」となり、任期中、任期が解かれた後も守秘義務が課せられます。

**⑦委員は他校と兼務はできるのか。**

他校と兼務は可能ですが、委員の負担やより広く地域の方に参画していただくために、重複している学校間での調整をお願いします。

**⑧委員は辞任することはできるのか。**

できます。委員から辞任の申し出があった場合、学校は速やかに教育委員会に連絡をしてください。対象委員から「学校運営協議会委員辞任願」（様式4）を回収し、教育委員会に提出してください。その場合の報酬は月割りで計算した額となります。

**⑨会長と副会長は誰が務めるのか。**

委員の中から互選により選出されます。ただし、当該学校の校長、教員、事務職員は会長及び副会長にはなれません。

**⑩委員への報酬は発生するのか。**

委員は、非常勤特別職の地方公務員であるため年額4,500円の報酬が発生します。

**⑪委員報酬の支払いについてはどのようにされるのか。**

提出いただいた指定口座へ、年度末（3月）に振り込まれます。

**⑫委員報酬の辞退の申し出があった場合、辞退することは可能か。**

辞退は可能です。「運営協議会委員報酬辞退届」（様式3）を記入し教育委員会へ提出してください。

**⑬公務員は報酬を受け取ることは可能か。**

報酬を受け取ることのできない立場の委員は校長、教職員、市職員、及び再任用フルタイムで働く委員です。また、職務としてではなく、地域住民や保護者として委員となった場合、委員本人が勤務している職場に、ご自身の兼業の承認に関する手続きをする場合があります。会議開催時間が勤務時間内の場合は、年次休暇の手続きをしてください。

### (3) 学校運営協議会の運営について

#### ①協議会の招集は誰がするのか。

会長が校長と協議の上、招集します。

#### ②協議会の回数に決まりはあるのか。

決まりはありませんが、初年度は委員のみなさんとの地域の情報交換、学校の現状、職員への周知、共通理解などを丁寧に行う必要があるため4回程度を推奨します。また、急な課題等が発生し情報交換や意見交換が必要になった場合には、臨時に開催することも可能です。

#### ③開催場所に決まりはあるのか。

各学校の校長室、会議室、図書室等、特に決まりはありません。

#### ④会議ではどのようなことを議題にすればよいのか。

##### 1. 【必須】

- ① 会長及び副会長の選出
- ② 学校運営の基本方針（計画【P】—実践【D】—評価【C】—改善【A】）の承認
- ③ 授業や行事の参観
- ④ 地域学校協働活動について（情報交換や報告、人材発掘・育成等）
- ⑤ 社会に開かれた教育課程について
- ⑥ 学校関係者評価について

##### 2. 【任意】

- ① 「学校運営や学校施設」についての意見
- ② 「教職員の任用」に関する意見
- ③ 各種意見交換、情報交換

「家庭—地域—学校」三者連携による「地域とともにある学校」づくりのための協議、熟議をしてください。地域行事、青少年健全育成、ボランティア活動など社会総がかりで子どもたちを育成する視点が大切になります。

※熟議・・・多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のことを言います。活発な議論によりの確に多くの意見を反映させることができます。

#### ⑤会議の内容は公表するのか。

児童生徒に関することや教職員の人事などの個人情報、その他機密事項を除き、会議は保護者や地域、関係者への理解を深め連携・協力の推進のために、学校だよりや学校ホームページへの掲載、または「学校運営協議会だより」を発行するなど、情報の公開に努めてください。

#### ⑥会議は傍聴できるのか。

傍聴できます。傍聴希望者は、前日（前日が休業日の場合はその前の課業日とする）までに、あらかじめ学校に申し出る必要があります。ただし、職員の任用等に関する審議や協議会が公開すべきではないと認めた場合は傍聴できません。傍聴者においても、会議の内容の秘密を漏らしてはいけません。傍聴受付簿（様式7）を活用してください。

#### ⑦学校運営の基本方針の承認が得られない場合は。

内容について改善を図り、再度改めて委員の招集をすることも考えられます。協議の上、承認を得られるようにしてください。ただし、学校運営の責任者は校長であり、協議会が校長に代わり学校運営を決定したり実施したりするものではありません。承認が得られない場合においても校長は、最良と考える学校運営に最善を尽くさなければなりません。

なお、学校運営協議会における「承認」はYesかNoかの判断というよりも、目標を共有し、より良い学校をつくっていかうとする意思確認（=Let's）という意味に捉えてください。

#### ⑧どのように教育委員会に意見を述べるのか。

教育委員会に対して意見を述べる時は校長の意見を聴取し「教育委員会への意見申出（様式6）」にて提出してください。必要に応じて対応します。

教職員の任用に関しても「教育委員会への意見申出書（様式6）」にて提出してください。（8月末日）教職員の任用に関する回答はありません。

#### ⑨教職員の任用について、人事に関する内容なので、できれば協議したくない。

##### 協議しなければならないのか。

任意事項であるため、必ず協議しなければならないものではありません。学校の実態に応じてください。

#### ⑩教職員の任用に関する意見の申出が、人事を混乱させることにならないのか。

校長は学校運営協議会に対し、校内体制の状況等について十分に説明し、共有しておくことが重要です。教職員の任用に関する意見は「地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教員配置」等、校長の学校経営ビジョンを後押しする視点から述べられるものです。また、学校運営協議会は合議体の組織なので、個人としての意見が尊重されるものではありません。そのために、教職員人事に大きな混乱が生じることはありません。

## 5 各種申請様式等及び文書記載例

様式	文 書 名	提出期限	提出先	提出方法
1	学校運営協議会 委員候補者一覧	2月末日	生涯学習振興課	メール 可
2	委員報酬振込先 口座記入用紙	第1回開催後 2週間以内	生涯学習振興課	持参 (親展)
3	学校運営協議会委員 報酬辞退届	第1回開催後 2週間以内	生涯学習振興課	メール 可
4	学校運営協議会委員 辞任願	委員から提出され た後速やかに	生涯学習振興課	持参
5	学校運営協議会 年間計画	会議開催後 2週間以内	生涯学習振興課	メール 可
6	教育委員会への意見 申出書	人事 8月末日 その他 会議後	生涯学習振興課	メール 可
7	傍聴受付簿	学校保存		
8	学校運営協議会 会議記録	会議開催後 2週間以内	生涯学習振興課	メール 可
9	学校運営協議会の開催の お知らせ	学校保存	自校の ホームページに 掲載 (7日前まで)	

(様式1)

令和 年 月 日

八千代市教育委員会  
教育長 ○○ ○○様

八千代市立○○ 学校  
校 長 ○○ ○○

学校運営協議会委員候補者一覧

八千代市学校運営協議会規則第7条に規定する学校運営協議会委員について、  
下記の者を候補者とします。

No.	委員区分	ふりがな 委員氏名	所属・役職等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(様式2)

委員報酬振込先口座記入用紙

口座名義				漢字)				カナ)											
生年月日				年				月				日							
住所																			
金融機関名				支店名				分類		口座番号									
								1 普通		(右詰めで記入)									
金融 機関 コード				支店 コード				2 当座											

記入の上、次回の学校運営協議会でご提出ください。

※マイナンバーに係る書類は、八千代市の他の審議会等で既に提出している場合は不要です。その旨を担当者へお伝えください。

(様式3)

令和 年 月 日

八千代市教育委員会  
教育長 ○○ ○○ 様

学校運営協議会委員報酬辞退届

八千代市立○○学校学校運営協議会委員報酬を辞退します。

八千代市立○○学校学校運営協議会委員

---

(様式4)

令和 年 月 日

八千代市教育委員会  
教育長 ○○ ○○ 様

学校運営協議会委員辞任願

都合により、八千代市立○○学校学校運営協議会委員の職を、  
令和 年 月 末日付けで辞任いたしたくよろしくお願いします。

八千代市立○○学校 学校運営協議会委員

---

※本書類は、任期満了時は提出不要です。  
学校職員（校長・教諭等）は提出対象外です。

(様式5)

学校運営協議会 年間計画

年	月	日	曜	時間	会場	回数	内容(主要なもの)

※行数は適宜調整してください。

(様式6)

令和 年 月 日

八千代市教育委員会  
教育長 ○○ ○○ 様

○○学校 学校運営協議会  
会長 ○○ ○○

令和○○年度 教育委員会への意見申出書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第6項及び7項、八千代市学校運営協議会規則第13条及び14条の規定により、下記の通り意見を申し上げます。

記

【例】

1. 市教育行政全般の制度や仕組み等について  
本校学区は、人口減少が年々進み、本校では6学年中2学年が単学級編制です。  
今後の人口の推移や学校の統廃合などの市の方針はどのようになっているのでしょうか。
2. 教職員の任用について  
令和○年度の○○学校の不登校児童生徒数は●名であり、年々増加傾向にある。校内教育支援センターの機能充実のためにも不登校児童生徒対策のための教員の配置が必要と考えます。

(様式7)

令和 年 月 日

第 回学校運営協議会 傍聴受付簿

No.	氏名	住所	備考
例	八千代 太郎	八千代市大和田新田〇〇-△	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(様式8)

学校運営協議会 会議記録

令和 年度 第 回 八千代市立 学校 学校運営協議会

[記録]

日時 令和 年 月 日

時 分 ~ 時 分

場所 ○○ 学校 ○○室

出席者： \_\_\_\_\_ 学校 学校運営協議会委員 \_\_\_\_\_ 名

氏 名

・ _____	・ _____	・ _____
・ _____	・ _____	・ _____
・ _____	・ _____	・ _____

傍聴者： 有 無 \_\_\_\_\_ 名(定員 名)

【進行： 記録： 】

1. 開 会
2. 校長挨拶
3. 会長挨拶
4. 議 題

(1)

(2)

5. 報告及び意見交換
6. その他
7. 閉 会

- ・ 委員個々の発言についての記載は必要ありません。協議において、決定したことを情報としてまとめてください。
- ・ 会議記録は、学校のホームページへの記載等により、情報発信していただきますので、個人情報の流失やプライバシーの侵害、人権上の問題等に留意願います。

(様式9)

学校運営協議会の開催のお知らせ

1 会議の名称	
2 議題	
3 公開・非公開の別 (非公開とする場合にはその理由)	
4 開催日時	
5 開催場所	
6 傍聴人の定員	
7 傍聴人の手続き	
8 問い合わせ	
9 その他必要事項	

# 記載例 1

令和 年 月 日

八千代市教育委員会  
教育長 ○○ ○○ 様

八千代市立○○小学校  
校 長 ○○ ○○

## 学校運営協議会委員候補者一覧

八千代市学校運営協議会規則第7条に規定する学校運営協議会委員について、下記の者を候補者とします。

Np.	委員区分	ふりがな 委員氏名	所属・役職等
1	1号 保護者	やちよ たろう 八千代 太郎	○○小学校 PTA 会長
2	2号 地域住民	おおわだ はなこ 大和田 花子	○○地区自治会長
3	3号 対象学校の運営 に資する活動を行う者		地域学校協働活動推進 員
4	4号 地方教育行政等 の学識経験を有する者		元○○小学校 校長
5	5号 対象学校の校長		○○小学校 校長
6	6号 対象学校の教員		○○小学校 教頭
7	7号 その他教育委員 会が適当と認める者		令和○年度○○小学校 学校評議員
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

## 記載例 2

第 号  
令和 年 月 日

〇〇学校学校運営協議会委員  
〇〇 〇〇 様

〇〇学校学校運営協議会  
会長 〇〇 〇〇

### 令和〇〇年度 第〇回学校運営協議会の開催について

〇〇の候 貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、〇〇学校の学校運営につきまして、ご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、令和〇〇年度第〇回学校運営協議会を下記のとおり開催いたしますので、ご多用のところ誠に恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇〇時〇〇分～
- 2 場 所 八千代市立〇〇学校 〇〇室
- 3 内 容
- 4 その他

・ご都合が悪く、ご欠席をされる場合には、学校(教頭 〇〇)までご連絡をくださいますようお願い申し上げます。

### 【お問い合わせ先】

八千代市立〇〇学校  
校長 〇〇 教頭 〇〇  
T E L:  
E-mail:

# 記載例 3

令和〇〇年度 第1回〇〇学校 学校運営協議会

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)

〇〇時〇〇分

八千代市立〇〇学校 〇〇室

## 次第

- 1 挨拶 八千代市立〇〇学校 校長 〇〇 〇〇
- 2 自己紹介
- 3 会長・副会長の選出及びあいさつ
- 4 協議
  - (1)令和〇〇年度学校運営についての基本方針の承認及び意見
  - (2)
- 5 報告及び意見交換
  - (1)年間計画について
  - (2)
- 6 その他
  - (1)第2回〇〇学校学校運営協議会について
  - (2)

### 【第2回学校運営協議会開催予定日時】

日時:令和 年 月 日( ) 時より

会場:八千代市立〇〇学校 〇〇室

## 記載例 4

令和 年度 八千代市立〇〇小学校 学校運営協議会委員名簿

No.	委員区分	氏名	役職等
1	保護者		
2			
3			
4			
5			
6	地域住民		
7			
8			
9			
10	対象学校の運営に 資する活動を行う者		
11	地方教育行政等の 学識経験を有する者		
12			
13	対象学校の校長		
14	対象学校の教職員		
15	その他教育委員会が 適当と認める者		

## 記載例 5

### 学校運営協議会 年間計画

年	月	日	曜	時間	会場	回数	内容(主要なもの)【例】
	4月 ～ 5月			15:00	会議室	第1回	委員の任命※任命書交付 《協議》 ・ <u>学校運営の基本方針について</u> ・令和〇年度 年間計画(学校行事、学校運営協議会等)について 《報告》 ・各委員より連絡事項等
	7月 ～ 12月			13:30	ICT室	第2回	《行事》 ・授業参観
			第3回			《協議》 ・学校で課題となっていること等について ・教職員の任用について(任意)	
			第4回			《報告》 ・地域学校協働本部の活動について	
	2月 ～ 3月			10:30	談話室	第5回	《協議》 ・ <u>学校運営に関する評価について</u> ・次年度の学校運営の基本方針について ・次年度の年間計画(学校行事)について ・次年度への引継ぎ事項について 《報告》 ・令和〇年度の活動について(地域学校協働活動)

## 記載例 6

### 学校運営協議会の開催のお知らせ

1 会議の名称	学校運営協議会
2 議題	・学校運営の基本方針の承認 ・行事予定 ・地域学校協働活動について
3 公開・非公開の別 (非公開とする場合にはその理由)	公開
4 開催日時	令和7年〇月△日(月) 15:00～
5 開催場所	〇〇小学校会議室
6 傍聴人の定員	●人
7 傍聴人の手続き	前日(前日が休業日の場合はその前の 課業日)までに学校に申し出てください。
8 問い合わせ	電話番号 メールアドレス等
9 その他必要事項	事務室にお声がけください。 各自で上履きの準備をお願いします。

★傍聴を希望される方は、前日(前日が休業日の場合はその前の課業日)までに学校に申し出てください。

★氏名・連絡先の確認をさせていただきます。

★定員は先着●名です。

## 6 八千代市学校運営協議会規則

令和4年3月28日

教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定により協議機関として設置することのできる学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議することとなる学校をいう。
- (2) 保護者 対象学校に通う児童又は生徒の保護者をいう。
- (3) 地域住民 対象学校に設定されている通学区域に属する住民をいう。

(設置)

第3条 協議会は、市が設置する小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）ごとに設置することができる。ただし、法第47条の5第1項ただし書の規定により定められた地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項ただし書に規定する2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成29年文部科学省令第23号）に定める事由に該当する場合であって、本市において2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があるときは、当該2以上の学校を1つの単位とする協議会を設置することができる。

2 八千代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を設置するときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して協議会の設置に関する通知をするものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定により協議会を設置するときは、必要に応じ、校長、地域住民、保護者等の意見を聴くものとする。

(協議会の運営方針)

第4条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び当該協議会を設置する学校の校長の権限及び責任の下、地域住民、保護者等が対象学校への運営に参画し、協力することで、相互に信頼関係を深め、もって当

該対象学校の運営を改善し、当該対象学校に通う児童及び生徒の健全な育成に取り組むものとする。

(所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対象学校の校長が作成する基本的な方針の協議及び承認に関すること。
- (2) 対象学校の運営について教育委員会又は当該対象学校の校長に対し意見を述べること。
- (3) 対象学校の職員の任用について当該職員の任命権者に対し意見を述べること。
- (4) その他対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、2以上の学校を1つの単位とする協議会は、委員30人以内をもって組織する。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 地方教育行政等の学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 対象学校の教職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、法第47条の5第3項の規定により対象学校の校長から意見の申出があったときは、当該校長から前項の任命に関する意見を聴取するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の身分は、非常勤特別職とし、委員の報酬は、八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和49年八千代市条例第1号）に定めるところによる。

(令6教委規則2・一部改正)

(委員の責務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるに適しない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、会長は、緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、書面を委員に送付して、可否を問い、その結果をもって協議会の会議の議決に代えることができる。

(専門部会)

第11条 協議会は、対象学校に関する基本的な方針の作成等に関し必要があると認めるときは、専門の事項の協議をさせるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会は、協議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

(基本的な方針の作成等)

第12条 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を受けなければならない。

2 前項の基本的な方針は、次に掲げる事項を定めたものをいう。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 経営計画に関する事項

- (3) 組織編成に関する事項
- (4) 予算の編成及び執行に関する事項
- (5) 施設及び設備の管理並びにこれらの整備に関する事項
- (6) その他対象学校の基本的な方針として教育委員会が必要と認める事項  
(意見聴取)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき、又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、該当する対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(対象学校の職員の任用に関する協議会の意見)

第14条 法第47条の5第7項の規定により教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（校長、教頭その他の特定の職員に関する事項を除く。次号において同じ。）

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項

(情報提供)

第15条 協議会は、対象学校に係る地域住民、保護者等に対し、自らの活動状況に関する情報の提供に努めなければならない。

(協議会への関与)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じ、指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対し、適切な活動を行うことができるよう当該対象学校の実情等の必要な情報を提供するものとする。

(研修)

第17条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修を行うものとする。

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(1) 第8条の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他委員に解任に相当する事由が生じたとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(事務)

第19条 協議会の事務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年教委規則第2号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 7 八千代市立学校における学校運営協議会の公開及び傍聴に関する

### 基準

令和7年4月1日作成

#### (趣旨)

第1条 この基準は、八千代市学校運営協議会規則第15条の規定に基づき、八千代市立学校における学校運営協議会の公開及び傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

#### (会議開催の事前公表)

第2条 学校運営協議会は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議の開催に当たっては、会議の開催予定日の7日前までに会議の開催のお知らせ(様式9)を作成し、自校のホームページにおいて公表するものとする。ただし、緊急を要する会議の開催の場合は、その限りではない。

#### (会議の公開等)

第3条 会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる事項については会議の一部または全部を非公開にすることができる。

- (1)個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項。
  - (2)会議を公開することにより、学校運営協議会の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項。
- 2 会議を非公開にする場合において、会場に傍聴人等がいるときは、学校運営協議会会長(以下「会長」という。)は傍聴人等を会場から退出させるものとする。

#### (傍聴の区分)

第4条 傍聴席は、会長が定めた席のみとする。

#### (傍聴席の定員等)

第5条 傍聴席の定員は、学校運営協議会の都度、会長が会場の収容人数等を考慮して定める。

#### (傍聴の手続き)

- 第6条 傍聴希望者は、前日(前日が休業日の場合はその前の課業日とする)までに、傍聴を希望する旨を学校に申し出る。
- 2 前項の規定により申し出があった傍聴希望者数が定員を超える場合は、先着順により決定する。
  - 3 会議当日は会議開会5分前までに傍聴受付簿に所定の事項を記入する。

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 事前に申し出をしていない者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が傍聴することを不相当と認める者。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話及び拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真等を撮影し、若しくは録画し、又は録音等をしないこと。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会場の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしないこと。

(秩序の維持)

第9条 会長又は校長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をすることができる。

- 2 会長又は校長は、前項の指示をしたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退出させることができる。

(補則)

第10条 この基準に定めのない事項は、会長又は校長が別に定める。

附則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

